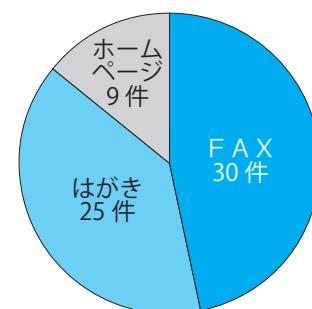


■あなたの声をしっかりキャッチ！
1枚のはがきが明日のくりやまを変える!!

くりやま キャッチボイス

【問い合わせ】町総務課広報・防災・情報グループ ☎ 73-7501



投書方法の実績

◆**投書の方法**
投書の方法で最も多かったのは「FAX」で30件、続いて「はがき」が25件、「ホームページ専用フォーム」からは9件でした。

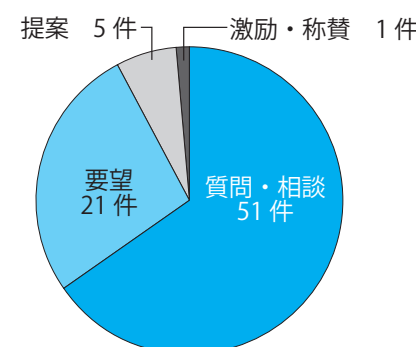
町民の皆さんのまちづくりに対する意見や疑問などにお答えする「くりやまキャッチボイス」。

平成28年度も、多くの投書が寄せられました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

平成28年度を振り返る

そのため、町ではご見の有料化の観点から、スタイロフォームと塩ビ管は、ひもで縛って出す方法ではなく、指定袋（緑袋）をご使用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※広報くりやま平成29年3月号の9ページをご覧ください。

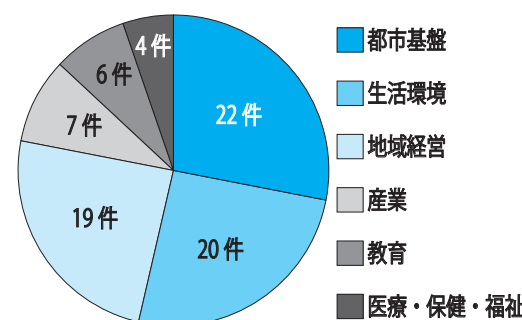


投書内容の実績

◆投書の分類

投書では、町民の皆さんの暮らしに身近な「都市基盤」や「生活環境」に関するものが多く寄せられています。

※投書が複数の分類にまたがる場合もあり、投書総数よりも件数が多くなっています。



投書分類の実績

今年度も、「くりやまキャッチボイス」をよろしく願います。



皆さんからのご意見お待ちしております！

- ①**広報折り込みの専用はがきで！**
2カ月に一度、広報に折り込まれる専用はがきを切り取って、必要事項を記入してポストに投函。（切手不要）
- ②**FAXで！**
はがきをそのまま、またはお好きな用紙に必要事項を記入して、「72-3179」に送信。
- ③**ホームページ専用フォームで！**
下記アドレスから
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=SfQnm4ig>
または町ホームページトップ画面の注目情報（画面右側）から専用フォームにアクセス。



質問 au無料Wi-Fiスポットの設置予定は？
役場や図書館、駅などにソフトバンクとドコモの無料公衆LANが設置されていますが、なぜかauは設置されていません。
これから先、町の施設内にauの無料Wi-Fiスポットを設置する予定はあるのでしょうか？（50代男性）

回答 無料Wi-Fiスポットを設置することはありません
町の公共施設などに設置されている公衆無線LAN（Wi-Fi）は、各携帯電話会社から依頼を受けて設置したものです。
本町は、ソフトバンクモバイルとNTTドコモから設置の依頼はありましたが、KDDI（au）は設置の依頼がなく、現在、ソフトバンクとドコモの公衆無線LAN（Wi-Fi）が役場や図書館、駅などに設置されています。
ご質問を受け、KDDI（au）に町内への公衆無線LAN（Wi-Fi）設置の考えはあるか確認をしたところ、現在、公共施設などへの増設計画はなく、公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に関する担当部署も閉鎖されている状況にあるとの回答がありました。

また、設置を依頼した場合の対応を聞いたところ、上記の理由から設置することはない旨の返事をいただいているところです。
このような状況から、今後もKDDI（au）の公衆無線LAN（Wi-Fi）を公共施設などに設置することはありませので、ご理解いただきたいと思います。

要望 ジェネリック医薬品の薬品配布会社への働き掛けを
新聞にジェネリック医薬品について出ていましたが、消費者（通院者）にとっても町の医療負担にとっても、良い方向ではないのか。行政の指導で、薬品配布会社に働き掛けできないものか。
我が家も二人ともに年金生活であり、その中で妻は毎月1回は通院している状態であり、数千円の支払いがあるが、薬が出される場合は多少（支払いが）多くなる傾向があり、年間支出にすると年金減額の傾向の中、比率がなお高くなるので、町としても考えてほしい。（60代男性）

回答 今後も各種普及啓発などを行います
町では、医療費の低減を目指し、ジェネリック医薬品の普及啓発を

進めているところです。
国民健康保険の被保険者の方には、啓発パンフレットや差額通知をご案内しています。他の医療保険加入者の方にも、そうした案内などが適宜送られてきていることと思います。また、栗山町地域医療協議会など医療関係者の会議で、ジェネリック医薬品の普及啓発の協力依頼をお願いしているところです。

今後、各種啓発などを行います。なお、薬品会社への働き掛けは、国保連合会などの上部機関で行われています。

質問 スタイロフォームをひもでくくって出しても良い？
家庭から出るスタイロフォームであっても、量は時によって袋数枚分になるとはありますが、ひもでくくる方法では回収してもらうことはできないのでしょうか？

回答 指定袋（緑色）を使用してください
スタイロフォームのごみステーションへの出し方ですが、ご指摘のとおり、ごみ量が多いときは指定袋を大量に使用することになります。回収したスタイロフォームは段ボールや新聞紙、雑誌など

表3 被用者保険被扶養者の軽減割合

【平成 28 年度】

区 分	軽減割合（所得割）	軽減割合（均等割）
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9 割軽減

【平成 29 年度】

区 分	軽減割合（所得割）	軽減割合（均等割）
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7 割軽減

【平成 30 年度】

区 分	軽減割合（所得割）	軽減割合（均等割）
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5 割軽減

【平成 31 年度から】

区 分	軽減割合（所得割）	軽減割合（均等割）
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	資格取得後 2 年を経過する月までの間に限り、5 割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

表4 平成 29 年度の保険料の計算方法

均等割 【1 人当たりの額】 49,809 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 28 年中の所得－ 33 万円) × 10.51%	=	1 年間の保険料 【限度額】 57 万円 (100 円未満切り捨て)
-------------------------------	---	--	---	--

※年度途中で加入したときは、加入した月から月割で計算します。

年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 29 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	4,900 円	増減なし
153 万円	8.5 割	—	7,400 円	増減なし
168 万円	8.5 割	2 割	20,000 円	4,700 円増
195 万円	5 割	2 割	60,200 円	1,700 円減
211 万円	2 割	2 割	88,600 円	18,300 円増
217 万円	2 割	—	107,100 円	9,900 円減

●夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 29 年度	前年度比
80 万円	夫妻	9 割	—	4,900 円	増減なし
153 万円	夫妻	8.5 割	—	7,400 円	増減なし
168 万円	夫妻	8.5 割	2 割	20,000 円	4,700 円増
211 万円	夫妻	5 割	2 割	73,600 円	18,300 円増
222 万円	夫妻	5 割	—	24,900 円	増減なし
222 万円	夫妻	5 割	—	97,400 円	14,900 円減
222 万円	夫妻	5 割	—	24,900 円	14,900 円減
266 万円	夫妻	2 割	—	158,600 円	9,900 円減
266 万円	夫妻	2 割	—	39,800 円	10,000 円減

※青字は、軽減率および保険料が変更になっています。

後期高齢者医療制度
保険料の軽減率が見直されます



【問い合わせ】
北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601
町税務課課税グループ
☎ 73-7505

表1 均等割の軽減範囲

平成 28 年度まで	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5 割軽減	33 万円 + (26 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)
	2 割軽減	33 万円 + (48 万円 × 世帯の被保険者数)
平成 29 年度から	軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
	5 割軽減	33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数)
	2 割軽減	33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数)

今年の 4 月から、高齢者と若者の世帯間の公平を図るため、75 歳以上の皆さんの保険料の軽減率が変わります。

具体的には、均等割（全員に納めていただく部分）2 割・5 割軽減の範囲および所得割（年収に応じて納めていただく部分）の見直し、被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方の軽減割合の見直しです。

保険料の詳しい内容は、上記問い合わせまでご連絡ください。

表2 所得割の軽減割合

【平成 28 年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

【平成 29 年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	2 割軽減

【平成 30 年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	軽減なし

平成 29 年度の保険料額は、7 月に個別にお知らせします。





【問い合わせ】
町住民生活課
生活安全グループ
☎ 73-7510

「いかのおすし」で

子どもの防犯意識向上を

近年、子どもたちが被害に遭う痛ましい事件が増加しています。

子どもたちには、犯罪被害などを回避するため、

知らない人について「いか」

知らない人の車に「の」

何かあったら「お」お

ごえを出す

「す」ぐにげる

まわりの大人に「し」らせる

という行動をとるように保護者や地域住民、関係者が伝えていきましょう。

新入学児童の安全・安心を願って

町内小中学校の入学式が行われた4月6日、町内3小学校では、入学式にあわせて新1年生100人に、防犯ブザーや交通安全の守りなどが贈られました。

この取り組みは、新入学児童が安全で安心して通学できるように、交通安全協会や警察署をはじめ関係機関・団体が協力して毎年実施しているものです。

当日は、防犯協会と暴力追放運動推進協議会から防犯ブザーが贈られ、交通安全の会の皆さんからは、心を込めて作ったえんぴつ立てが渡されました。

両親に手を引かれながら



飼い主の皆さんへ
義務とマナー向上を

犬の飼い主の方は、次の義務とマナーを必ず守りましょう。

◆フンの後片付けをしましょう

雪解けとともにフンの不始末による苦情が多数寄せられています。飼い犬を散歩させる際は、必ずフンの片付けができる道具を持参し、後片付けをしましょう。

◆畜犬登録をしましょう

室内・室外犬を問わず、生後90日を経過した犬の飼い主は町に登録をする義務があります。登録されていない飼い主の方は、役場窓口で必ず登録を行いましょう。

◆狂犬病予防注射を受けましょう

飼い主には、毎年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。かかりつけの病院で注射を受けた場合は、役場窓口で注射済の証明書を出してください。



ごみ分別のごみ協力をお願いします



【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

もう一度確認！

生木類（剪定枝および根）の出し方

一昨年より、町の指定袋に入らない生木類は、町内業者で炭化処理を行っていますので、直接、自己搬入されますようお願いいたします。

◆搬入可能物

生木類 ※土はできるだけ落として搬入願います。

※生木類以外の大型ごみは、町環境センターへ搬入願います。

◆受入曜日

月曜日・金曜日 ※搬入の際は、必ず電話連絡をお願いします。

◆受入時間

(5月・12月) 午前8時～午後5時
(1月・2月) 午前9時～午後4時50分

(3月・4月)

午前8時～午後4時50分

◆搬入先

共立道路株式会社 (字大井分)

◆料金

剪定枝(10詰) 80円
根(10詰) 100円

※別途、消費税が必要になります。

【問い合わせ】

共立道路株式会社製品部
☎ 2111

◆問い合わせ

堆肥「栗肥土」 栗肥土は、役場・角田農村環境改善センター・南部公民館で随時販売しています。

◆価格 1袋(10詰) 300円

ごみ処理施設見学会の開催

「毎日大変な分別をしています。

多くの皆様のご参加をお願いします。

◆日時 5月26日(金) 午前9時～正午

◆定員 50人

◆申込方法 町環境政策課へ電話予約

◆申込期間 5月1日(月)～19日(金)

※参加者全員に粗品をプレゼントします。

町では、実際にごみの処理施設を見学していただき、「ごみ問題」を皆さんとともに考え、ごみ分別などに対する理解を深める機会になればと考えています。

【日程】移動は大型バスを利用

時間	内容
9:00	(出発) 南部公民館
9:15	(出発) 角田農村環境改善センター
9:25	(出発) 総合福祉センター「しゃるる」
9:30	(出発) 役場正面玄関前
9:35	(出発) カルチャープラザ「Eki」
9:45	(見学) 資源リサイクルセンター
10:30	(見学) 環境センター(堆肥化施設ほか)
11:30	見学会終了

